

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人清水正男の上告理由について。

原判決およびその引用する一審判決認定の事情の下においては、被控訴人（被上告人）のなした本件契約解除が信義則に違背するものでなく、また権利の濫用でもないとした原審の判断は正当である。所論は、本件和解契約成立の事情は如何にあれ、一たん和解が成立した以上、その和解条項が信義に従い、誠実に履行されたかどうかの判断については、上告人の人格その他の過去の行動を主として問題とすべきでないというが、和解成立の事情の如何によりその履行につき要求される信義則上の義務の程度も異なるべきことは当然であるから、原審が本件和解成立の事情をしんしゃくして前叙のように判断したことは違法とはいえない。論旨は採用できない。

よつて、民訴三九六条、三八四条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	石	坂	修	一	
裁判官	河	村	又	介	
裁判官	垂	水	克	己	
裁判官	五	鬼	上	豎	磐
裁判官	横	田	正	俊	